

岩手県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和7年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
薬王堂薬局岩手医大前店	紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	令和7年2月28日
鵜飼こどもクリニック	滝沢市鵜飼御庭田65番地2	令和7年3月1日
畠山歯科クリニック	北上市和賀町長沼6地割146番地7	令和7年3月10日
東八幡平病院	八幡平市柏台二丁目8番2号	令和7年4月1日
いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック	紫波郡矢巾町南矢幅第7地割455番地	令和7年4月30日
三陸病院	宮古市板屋一丁目6番36号	令和7年6月1日
平舘クリニック	八幡平市平舘第11地割10番地10	令和7年6月20日
青葉の杜薬局一関店	一関市石畑6番31号	令和7年6月30日
あすなろ薬局	宮古市保久田3番9号	〃
天狗山薬局	二戸市福岡字落久保22番地	〃